

平成12年 1月28日 (空航第81号)
平成12年 4月28日一部改正 (空航第395号)
平成12年12月20日一部改正 (空航第1023号)
平成17年 1月21日一部改正 (国空航第1001号)
平成17年 2月22日一部改正 (国空航第1098号)
平成17年 5月 9日一部改正 (国空航第25号)
平成18年 8月 1日一部改正 (国空航第306号)
平成18年 9月 1日一部改正 (国空航第469号)
平成18年10月 1日一部改正 (国空航第597-3号)
平成19年 8月 2日一部改正 (国空航第298号)
平成19年12月20日一部改正 (国空航第860号)
平成20年 9月30日一部改正 (国空航第509号)
平成21年 2月27日一部改正 (国空航第913号)
平成23年 6月30日一部改正 (国空航第566号)
平成25年11月12日一部改正 (国空航第347号)
平成29年3月31日一部改正 (国空航第11579号)
令和 2年10月23日一部改正 (国官参事第560号)

航空局安全部航空事業安全室長

指定本邦航空運送事業者の指定要領細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、「指定本邦航空運送事業者の指定要領」(平成12年1月28日、空航第35号)(以下「要領」という。)に基づき、指定本邦航空運送事業者の指定を行うにあたって必要な細目的事項を定めることを目的とする。

第2章 訓練及び審査規程の作成、変更及び管理

(規程の作成)

第2条 訓練及び審査規程は、以下の事項に留意して作成するものとする。

- 一 規則第164条の4第3項各号の内容(同項第2号イの内容には、審査等を適切に行うのに必要な航空機の型式毎の査察操縦士の数及びその算定根拠を含むこと。)が網羅されていること。
- 二 CBTA プログラムを実施する場合には、「Competency-Based Training and Assessment Program の審査要領細則」(平成29年3月30日、国空航第11576号)(以下「CBTA プログラム審査要領細則」という。)に従って、必要な訓練及び審査の内容が定められていること。
- 三 第8条の訓練又は審査の委託を行う場合は、その旨明記すること。
- 四 QUALIFICATIONS MANUAL 等の他の社内規程を訓練及び審査規程の附属書とし

て位置付ける場合は、訓練及び審査規程に次の事項を定めること。

イ 社内規程を含めた訓練及び審査規程の体系

ロ 社内規程で定める事項の範囲

ハ 社内規程の設定及び改訂の手続

五 使用する用紙の大きさは「日本工業規格 A 列 4 号」を標準とすること。ただし、内容によっては、電子媒体等により編集してもよい。

六 訓練及び審査規程が紙の場合はバインダー等の差し替え可能な方式で綴じ、差し替え表又は改訂表を作成し本編の前に差し込むこと。

七 各ページには、ページ番号及び改訂記号又は改訂番号を記載すること。

(変更の承認申請・届出)

第 3 条 規則第 164 条の 14 及び要領第 6 条第 1 項第 5 号の規定により、CBTA プログラムを実施している指定本邦航空運送事業者が訓練及び審査規程を変更しようとする場合であって、CBTA プログラムに係る訓練方法又は法第 72 条第 5 項の認定若しくは第 6 項の審査の実施方法の変更として国土交通大臣の承認を得なければならない場合は次のとおりとする。

一 訓練方法のうち、機長候補者及び査察操縦候補者が習得すべき能力の枠組みを変更しようとする場合

二 法第 72 条第 6 項の審査の実施方法のうち、当該審査の実施頻度又は規則第 164 条の 11 の審査の実施頻度を変更しようとする場合

三 法第 72 条第 5 項の認定又は第 6 項の審査の実施方法のうち、合否に係る判定基準を変更しようとする場合

2 指定本邦航空運送事業者は、訓練及び審査規程を変更した場合であって、要領第 6 条第 1 項に該当しない変更を行った場合は、規則第 238 条の規定により、当該変更の期日を付記して航空事業安全室長又は地方航空局安全管理官に届け出なければならない。

(訓練及び審査規程の管理)

第 4 条 訓練及び審査規程は、少なくとも以下の者及び部署に対しその業務上必要な部分が配布されるよう定められていること。

一 事業者の訓練及び審査に係る部署

二 事業者を管轄する航空局安全部航空事業安全室又は地方航空局

第 3 章 審査

(指定本邦航空運送事業者としての指定の審査)

第 5 条 要領第 3 条第 3 項の実地審査における適合性の判定については、次に掲げる審査の実績を、合わせて少なくとも 10 件について勘案して、航空運送事業者内で機長候補者の選定及び査定を行う体制並びに訓練及び審査の体制が構築されているか判断する。この場合において、複数の型式の航空機を運航する航空運送事業者に対する実地審査においては、各型式が均等になるように審査の実績を選ぶこととする。

一 法第 72 条第 1 項の認定又は第 2 項の審査の実績(法第 72 条第 1 項の認定については、少なくとも路線審査を行うものとする)

二 査察操縦士候補者による模擬的な指名審査(少なくとも 2 件)の実績

(機長候補者及び査察操縦士候補者の選定基準)

第6条 規則第164条の5第1号の適切な選定基準は、当該指定本邦航空運送事業者に所属していることその他、次のとおりとする。

一 機長候補者に関するもの

イ 当該型式の航空機について機長としての適性を有する者を選定するよう定められていること。

ロ 適正に定められた飛行時間の要件を備えている者を選定するよう定められていること。

二 査察操縦士候補者に関するもの

イ 査察操縦士としての適性を有する者を選定するよう定められていること。

ロ 限定査察操縦士としての適性を有する者を選定するよう定められていること。(限定査察操縦士を設定する場合に限る。)

ハ 適正に定められた飛行時間の要件を備えている者を選定するよう定められていること。

(訓練のための施設)

第7条 規則第164条の5第2号の訓練のための施設とは、当該訓練に必要な航空機、模擬飛行装置等の機材及び教室、ブリーフィングルーム等の施設とする。ただし、自社で訓練施設を保有せず他社からこれを借り受ける本邦航空運送事業者にあつては、書面審査の際に次に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

一 模擬飛行装置、教室、ブリーフィングルーム等の借り受けを行う機材、物件等の一覧

二 年間を通じて借り受ける日数及び時間の見込み

三 当該借り受けに係る実績及び今後の見込み

(訓練のシラバス等)

第8条 規則第164条の5第3号の適切な訓練方法は、次に掲げる要件を備えるものとする。

一 機長候補者に関しては、次の種類、区分ごとのシラバス、評価基準等が適切に定められていること。

イ 訓練の種類

機長昇格訓練

機長初期訓練(機長の任用訓練であつて機長昇格訓練以外のものをいう。)

機長定期訓練

機長復帰訓練(機長の復帰が行われる場合に限る。)

型式移行訓練(航空機の型式移行が行われる場合に限る。)

CRM訓練(実施する場合に限る。)

LOFT(実施する場合に限る。)

高カテゴリー運航等各種運航資格を付与するための初期訓練及び定期訓練(実施する場合に限る。)

ロ 訓練の区分

実機飛行訓練

模擬飛行装置による訓練(実施する場合に限る。)

各種訓練装置による訓練(実施する場合に限る。)

視聴覚装置による訓練(実施する場合に限る。)

座学訓練

セミナー形式による訓練（実施する場合に限る。）

二 査察操縦士候補者に関しては、次の種類及び区分ごとのシラバス、評価基準等が適切に定められていること。

イ 訓練の種類

査察操縦士任用訓練

査察操縦士復帰訓練（査察操縦士の復帰が行われる場合に限る。）

査察操縦士型式移行訓練（航空機の型式移行が行われる場合に限る。）

査察操縦士定期訓練

ロ 訓練の区分

実機による技能審査訓練（実施する場合に限る。）（限定査察操縦士を除く。）

実機による路線審査訓練（限定査察操縦士はオブザーブとする。）

模擬飛行装置による訓練

その他の訓練機材を用いた訓練（実施する場合に限る。）

座学訓練

三 機長としての知識及び能力を向上するためには、審査結果を適切にフィードバックすることが重要であるため、査察操縦士の任用訓練に、事業者の定める訓練担当者課程の内容が含まれていること。当該課程には少なくとも次に掲げる内容が含まれていること。

イ 機長及び機長候補者の能力の取得を促進させる技能を習得できるもの（教官経験者や査察操縦士経験者等で既に本内容の訓練を受けている者は除く。）

ロ 実運航において審査を担当する場合は、その審査の目的に応じた座席位置での操縦士としての技能を習得できるもの

四 限定査察操縦士候補者に関しては、査察操縦士（限定査察操縦士を除く。）と同等以上の知識及び能力を維持するための訓練が定められていること。

五 CBTA プログラムを実施する場合には、CBTA プログラム審査要領細則に従って必要な訓練の内容が定められていること。この場合において、訓練のシラバス等は第一号から第五号に掲げる要件によらないことができる。

（訓練又は審査の委託）

第9条 訓練又は審査の委託を行う指定本邦航空運送事業者にあつては、訓練及び審査規程にその旨明記するとともに、書面審査の際に次に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。ただし、法第72条第5項及び第6項の査察操縦士による認定及び審査については、これを委託することはできない。

一 委託する訓練又は審査の種類、内容、当該訓練又は審査を担当する者の資格、飛行経験等の要件

二 訓練又は審査の委託を管理する組織及びその管理の方法

（必要な査察操縦士の数）

第10条 規則第164条の5第4号の必要な査察操縦士候補者の数は、航空機の型式ごとに、査察操縦士に必要な訓練、審査等の時間を考慮し、指定本邦航空運送事業者が審査すべき機長の審査を行うに足りる数又は2のうち、いずれか大きい数以上であること。ただし、病欠等のやむを得ない理由により一時的に査察操縦士の欠員が生じる場合は、この限りでない。

2. 前項の査察操縦士の必要数の算定に当たっては、限定査察操縦士及び他の指定本邦航空運送事業者と兼任された査察操縦士の数を考慮しないものとする。

(査察操縦士の兼任の要件)

第10条の2 現に査察操縦士の指名を受けている者が、複数の指定本邦航空運送事業者の査察操縦士を兼任する場合は、機長等認定・審査要領（平成12年1月28日、空航第34号）第27条に掲げる要件を満足すること。

2. 複数の指定本邦航空運送事業者において兼任に係る査察操縦士（限定査察操縦士を除く。）の指名を受けようとする者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。

- 一 それぞれの指定本邦航空運送事業者において航空機乗組員として所属しているとともに、法第72条第1項の認定（以下「機長認定」という。）又は社内機長認定を受け、これを維持していること。
- 二 指名審査を受ける日からさかのぼって90日までの間に、審査を受ける指定本邦航空運送事業者において機長としての乗務経験を2回以上有すること。

(権限の独立性)

第11条 規則第164条の5第5号の審査の実施に当たっての権限の独立性は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 評価は審査を実施した査察操縦士が単独で行えること。
- 二 評価について他から干渉されることがないこと。また、機長等認定・審査要領細則（平成12年1月28日、空航第75号）に定める各審査の実施要領及び判定基準の解釈及び適用に関して、各査察操縦士で差異を伴わないよう平準化に向けた取り組みを実施するよう努めること。
- 三 査察操縦士が評価を理由として、その意に反して解任、休職、免職等の不利益な処分を受けることがないこと。
- 四 査察操縦士が訓練担当者を兼務する場合にあっては、当該査察操縦士は次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 特定の機長候補者の主たる訓練担当者とならないこと。
 - ロ 課程における必要なシラバスがすべて終了した際、訓練者に対しその知識及び技能の修得状況の最終確認者とならないこと。
 - ハ 自らが機長昇格に係る訓練を実施した機長候補者の審査を実施しないこと。

(認定及び審査の内容及び評価基準)

第12条 規則第164条の5第6号の機長又は査察操縦士として必要な知識及び能力を有するかどうかを適切に確認できる審査の内容及び評価基準は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 国土交通大臣が行う法第72条第1項の認定並びに同条第2項及び第3項の審査の内容及び評価基準と同一の内容及び評価基準として、「機長等認定・審査要領」（平成12年1月28日、空航第34号）及び「機長等認定・審査要領細則」（平成12年1月28日、空航第75号）に定める内容及び評価基準と同等以上のものであること
- 二 CBTAプログラム審査要領細則に従って、機長候補者が習得すべき能力の習得状況を適切に確認できる方法が適切に定められているものであること。

(関係記録)

第13条 規則第164条の5第7号の訓練・審査の記録に関する事項は、次に掲げる事項に関するものとする。

- 一 訓練に関しては、各機長候補者及び各査察操縦士候補者についての次に掲げる事項

- イ 訓練の種類及び区分ごとの訓練時間、評価及び担当教官の氏名
- ロ 第8条第4号の訓練に関する記録
- 二 審査に関しては、各機長候補者についての次に掲げる事項
 - イ 合格とされた航空機の型式、審査の種類及び内容、審査期日並びに担当査察操縦士の氏名
 - ロ 不合格とされた航空機の型式、審査の種類及び内容、不合格とされた理由、再訓練計画及びその結果、審査期日並びに担当査察操縦士の氏名
 - ハ 社内機長初回認定（法第72条第5項の規定により、所属する指定本邦航空運送事業者が規定する機長昇格のための訓練課程を修了した操縦士であつて、初めて社内機長認定を受けようとする者に対する認定をいう。）を受けた機長候補者の氏名及び審査報告書
- 三 CBTA プログラムを実施する場合には、第一項及び第二項に掲げる要件に加えて、CBTA プログラム審査要領細則に従つて、訓練・審査の記録に関する事項が適切に定められていること。

（認定及び審査の報告）

第14条 指定本邦航空運送事業者は、次月に行われる社内審査予定（機長及び機長候補者並びに査察操縦士及び査察操縦士候補者の氏名並びに審査日程）及び次の事項が記載された年度ごとの報告書を航空事業安全室長又は地方航空局安全管理官に報告させるものとする。

- 一 審査の種類ごとの審査件数の総計。
- 二 審査の種類ごとの合格者数と不合格者の総計。
- 三 前条第2号に掲げる事項の一覧。

（範囲内機長の取扱い）

第14条の2 指定本邦航空運送事業者の指定の際に定めた範囲内の機長に対して、指定本邦航空運送事業者の能力の確認のため、指定本邦航空運送事業者の規模や実績に応じて3ヶ月に1度の頻度を超えない範囲内で、個別に指定して、機長認定を実施する。また、航空事業安全室長又は地方航空局安全管理官が特に必要があると認めた場合は、個別に指定して、機長認定を実施することができる。

（指名定期審査の実施頻度）

第14条の3 規則第164条の11の査察操縦士が規則第164条の9に規定する要件を備えているかどうかの指名定期審査について、機長認定等・審査要領（平成12年1月28日、空航第34号）第30条に基づく頻度で実施するものとする。

第4章 指定本邦航空運送事業者の社内体制に係る立入検査

（検査の方法）

第15条 要領第7条の立入検査は、検査担当者が指定した日時及び場所において、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 訓練及び審査規程の改訂状況
- 二 訓練及び審査記録の作成及び保存の状況
- 三 訓練のための施設の管理に関する記録、書類等の状況
- 四 訓練又は審査を委託している場合にあっては、委託管理に関する記録、書類等の状況

- 五 訓練のための施設の状況
 - 六 訓練及び審査の実施状況（審査を担当した者の限定事項を含む。）
 - 七 社内審査
 - 八 通常運航便における運航状況
 - 九 前各号の他航空事業安全室長又は地方航空局安全管理官が特に必要と認める事項
2. 立入検査については、前項各号に掲げる事項のうち特に第6号から第8号に掲げる事項を重視し、次に掲げる運航便を優先して検査するものとする。
- 一 他の本邦航空運送事業者から移籍又は出向し、移籍先又は出向先の指定本邦航空運送事業者において認定を受けた者（移籍又は出向後1年以内に限る。）が機長の運航便
 - 二 認定の効力を失ってから2年を超えて、現に所属する指定本邦航空運送事業者において任用又は再任用するために認定を受けた者（任用後1年以内に限る）が機長の運航便
 - 三 定期審査において不合格になった後、再び機長認定を受けた者（復帰後1年以内に限る。）が機長の運航便
 - 四 初めて機長に昇格した者（機長昇格後1年以内に限る。）が機長の運航便
 - 五 60歳以上の機長の運航便
 - 六 指定本邦航空運送事業者が新形式機を導入した場合において、初期要員として選定された機長候補者であって社内機長認定を受けた者が機長の運航便
 - 七 指定本邦航空運送事業者としての指定において、他の指定本邦航空運送事業者から移籍又は出向してきた査察操縦士経験者により審査体制を構築した場合において、指定本邦航空運送事業者としての指定を受けた後に、現に所属する機長の中から選定され指名を受けようとする査察操縦士候補者が受ける訓練
3. 前項の検査は、第14条の2の規定に基づき、法第72条第8項に基づき同条第2項又は第3項の審査として実施することができることとする。この場合において当該審査は、定期路線審査とみなす。
4. 立入検査の計画を策定するため、指定本邦航空運送事業者において次月に行われる社内審査予定（機長及び機長候補者並びに査察操縦士及び査察操縦士候補者の氏名及び審査日程等）の情報の提供について協力を求めるものとする。

（検査後の措置）

第16条 検査の結果、規則第164条の5各号に掲げる基準に適合しない事態が認められた場合は、当該事業者に対する改善措置の勧告、指定本邦航空運送事業者の指定の取消し等の必要な措置を行うものとする。

（準用規定）

第17条 前2条の規定は要領第8条の臨時立入検査について準用する。

第5章 新しい型式の航空機を導入する場合の手続

（手続）

- 第18条 指定本邦航空運送事業が使用航空機の型式の追加を行おうとする場合は、当該型式の航空機の訓練を始める前に、次に掲げる事項について、確認を行うこととする。
- 一 当該型式に係る訓練のための組織及び施設
 - 二 当該型式に係る初期要員（教官、機長候補者及び査察操縦士候補者）
 - 三 初期要員に対する訓練
2. 前項の確認は、法第134条第1項及び第2項の規定に基づき書面により行う。
3. 前項第1号についての確認は、法第102条の運航管理施設等の検査により行うことができる。

きる。

(新しい型式の航空機を導入する場合の基準)

- 第 19 条 前条第 1 項第 1 号についての確認は、規則第 164 条の 5 第 2 号の基準に適合するかどうかを確認するものとする。この場合において、第 7 条の規定を準用する。
2. 前条第 1 項第 2 号についての確認は、規則第 164 条の 5 第 1 号の基準に適合するかどうかを確認するものとする。この場合において、同号の適切な選定基準は、第 6 条の規定に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。
 - 一 査察操縦士候補者及び訓練担当者は、可能な限り当該航空運送事業者において査察操縦士又は訓練担当者としての経験を有していること。
 - 二 機長候補者に係る初期要員は必要最低限の人数であること。
 3. 前条第 1 項第 3 号についての確認は、規則第 164 条の 5 第 3 号の基準に適合するかどうかを確認するものとする。この場合において、初期要員に係る同号の適切な訓練方法は、第 8 条の規定にかかわらず、これまで初期要員が乗務していた航空機の型式、訓練施設及び訓練体制を考慮して適切なシラバス等であることとする。初期要員以外に係る訓練については、新しい型式の運航を開始するまでに、第 8 条の規定に基づき当該型式に係る訓練方法を定めること。
 4. 第 10 条の規定にかかわらず、規則第 164 条の 5 第 4 号の必要な査察操縦士候補者の数は、新たな型式の航空機による航空運送事業を円滑に拡充していく中で必要な訓練・審査体制を構築することができるよう、少なくとも 2 人以上の査察操縦士候補者を確保すること。なお、査察操縦士候補者の数が、指定本邦航空運送事業者が審査すべき機長の審査を行うに足る数より小さい場合は、審査に支障を来さないよう査察操縦士の増員等を計画すること。

附 則

この細則は、平成12年2月1日から適用する。

附 則（平成12年4月28日）

この細則は、平成12年4月28日から適用する。

附 則（平成12年12月20日）

この細則は、平成12年12月20日から適用する。

附 則（平成17年1月21日）

この細則は、平成17年1月21日から適用する。

附 則（平成 17 年 2 月 22 日）

この細則は、平成 17 年 2 月 22 日から適用する。

附 則（平成 17 年 5 月 9 日）

この細則は、平成 17 年 5 月 9 日から適用する。

附 則（平成 18 年 8 月 1 日）

この細則は、平成 18 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 9 月 1 日）

この細則は、平成18年9月1日から適用する。

附 則（平成18年10月1日）
この細則は、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成19年8月2日）
この細則は、平成19年8月2日から適用する。

附 則（平成19年12月20日）
この細則は、平成19年12月20日から適用する。

附 則（平成20年9月30日）
この細則は、平成20年9月30日から適用する。

附 則（平成21年2月27日）
この細則は、平成21年2月27日から適用する。

附 則（平成23年6月30日）
この細則は、平成23年7月1日から適用する。

附 則（平成25年11月15日）

1. この細則は、平成25年11月15日から適用する。
2. この細則の適用の際、現に指定を受けている指定本邦航空運送事業者の訓練及び審査規程については、改正後の第3条第1号にかかわらず、この細則の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して3月を経過するまでの間、なお従前の例によることができる。
3. この細則の適用の際、現に指定を受けている指定本邦航空運送事業者における規則第164条の5第3号の適切な訓練方法については、改正後の第7条の規定にかかわらず、適用日から起算して3月を経過するまでの間、なお従前の例によることができる。
4. 改正後の第7条第3号の規定は、適用日以前に査察操縦士の指名を受けた者には適用しない。
5. この細則の適用の際、現に指定を受けている指定本邦航空運送事業者における査察操縦士の必要数については、改正後の第9条第1項の規定にかかわらず、適用日から起算して3月を経過するまでの間、なお従前の例によることができる。

附 則（平成29年3月31日）
この細則は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和2年10月23日 国官参事第560号）

1. この細則は、令和2年10月23日から適用する。
2. この細則の適用前に指名された査察操縦士は、改正後の細則に定める要件に関わらず、現に指名を受けている査察操縦士の資格が維持されるものとする。
3. この細則の施行前に指定を受けた本邦航空運送事業者は、この細則の改正により運航規程、訓練及び審査規程の変更が必要となる場合には、可能な限り速やかに、当該規程の変更の認可又は承認を受けること。この場合において、必要な運航規程、訓練及び審査規程を変更し、認可又は承認を受けるまでは、なお従前の例によることとする。
4. この細則の適用前に指名を受けた査察操縦士（教官経験者又は本細則第8条第3号イに掲げる内容の訓練を受けた者は除く。）にあっては、同号イに掲げる内容の訓練が、この細

則の適用後最初の査察操縦士定期訓練に含まれていること。